

CASBEE評価員制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、建築環境総合性能評価システム（以下「CASBEE」という。）を用いて建築物の環境性能を評価する専門技術者「評価員」の登録および業務に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 評価員

評価員養成講習を受講した上で、評価員試験に合格し、財団の登録者名簿に登録された者を「CASBEE評価員」（以下「評価員」という。）と呼ぶ。

(評価員養成講習)

第3条 財団は、CASBEE評価員養成講習（以下「講習」という。）として、「CASBEE建築評価員講習」「CASBEE戸建評価員講習」「CASBEE不動産評価員講習」「CASBEEウェルネスオフィス評価員講習」を実施する。

(評価員試験)

第4条 財団は、評価員としての適格性を確認するための評価員試験（以下「試験」という。）として「CASBEE建築評価員試験」「CASBEE戸建評価員試験」「CASBEE不動産評価員試験」「CASBEEウェルネスオフィス評価員試験」を実施する。

(受験資格)

第5条 試験の受験資格は次のとおりとする。

- 一 「CASBEE 建築評価員試験」の受験資格は、建築士法に基づく一級建築士で、かつ、CASBEE 建築評価員講習の修了者とする。
- 二 「CASBEE 戸建評価員試験」の受験資格は、建築士法に基づく一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、かつ、CASBEE 戸建評価員講習の修了者とする。
- 三 「CASBEE 不動産評価員試験」の受験資格は、CASBEE 不動産評価員講習の修了者とする。
- 四 「CASBEE ウェルネスオフィス評価員試験」の受験資格は、CASBEE ウェルネスオフィス評価員講習の修了者とする。

2 講習修了者の受験試験有効回数は、講習修了後直近2回迄とする。

(合否の決定等)

第6条 試験の合否は、建築評価員試験部会、戸建評価員試験部会、不動産評価員試験部会、ウェルネスオフィス評価員試験部会の議を経て理事長が決定する。

2 財団は、試験結果等を財団のホームページ等で公開するものとする。

(評価員登録)

第7条 評価員になろうとする者は、試験に合格し、かつ、評価員登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、試験合格後速やかに評価員登録申請書(様式1-1、1-2、1-3、1-4)を、財団に提出しなければならない。

3 評価員登録申請有効期間は、次によるものとする。

一 評価員登録申請は試験合格の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、第4項に規定する試験免除により登録申請を行う場合には、受講した日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

二 登録申請有効期間内に登録を行わなかった場合には試験合格が失効する。

4 建築評価員が、CASBEE戸建評価員講習、CASBEE不動産評価員講習またはCASBEEウェルネスオフィス評価員講習を修了した場合には、第1項の定めによらず試験を免除し、修了した講習に応じた評価員登録を行うことができるものとする。

5 財団は、申請を受理した場合には審査のうえ、財団の登録者名簿に登録番号、氏名、登録年月日等を記載する。

6 財団は、第5項の登録を行った場合は、登録者を公表するとともに、当該登録申請者に対し、評価員登録証(様式3)および評価員登録証明書(登録カード)(様式4)を交付する。

7 第5項の登録の有効期間は、試験合格の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、第4項に規定する試験免除により登録する場合の有効期間は、受講日より5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(必要十分な能力を有していると認めた者の評価員登録)

第8条 理事長は、戸建評価員試験部会、建築評価員試験部会、不動産評価員試験部会、ウェルネスオフィス評価員試験部会の意見を聞いた上で、評価員として必要な能力を十分有していると認めた者については、第7条第1項から第4項の規定によらず、評価員登録を行うことができるものとする。また、第7条第7項に定める登録の有効期間は、登録を行った日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日とする。

(登録事項)

第9条 登録申請があった場合は、財団は審査のうえCASBEE評価員登録者名簿に次の事項を登録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 評価員の種類

- 四 登録番号
- 五 登録年月日
- 六 有効期限
- 七 建築士の登録番号及び取得年月日（CASBEE 建築評価員、CASBEE 戸建評価員のみ）
- 八 自宅の郵便番号、住所及び電話番号
- 九 その他必要に応じてメールアドレス、勤務先の所在地・電話番号など

（登録番号）

第10条 登録番号は、一連番号の数字に資格の登録有効期間の満了する年を示す西暦下2桁の数字を組み合わせたものとする。

例（有効期間が2023年3月末日までの場合）

0 0 0 0 1 - 2 3	
└──────────┬──────────┘	有効期間の最終年の下2桁
└──────────────────────────┘	一連番号

（注：戸建評価員については登録番号の頭に「戸ー」と表示する。不動産評価員については「ふー」、ウェルネスオフィス評価員については頭に「ウー」と表示する。）

- 2 登録更新の登録番号のうち、一連番号は更新前と同一とする。

（登録者の公表）

第11条 登録者は財団のホームページ等で公開するものとし、必須の掲載事項は次のとおりとする。その他財団の定める事項を登録者の希望により掲載できるものとする。

- 一 登録番号
- 二 氏名
- 三 勤務先（又は自宅）の所在する都道府県名

（登録事項の変更）

第12条 CASBEE 評価員は登録事項に変更が生じた場合には、速やかにその内容を財団に届け出なければならない。

- 2 財団は、前項の届出があった場合においては登録者名簿の訂正を行い、前条に定める公表事項に変更がある場合においては、掲載事項の訂正を行う。

（登録証の再交付）

第13条 CASBEE 評価員は、財団より交付を受けた評価員登録証及び評価員登録証明書を汚損し又は失った場合、又は前条に定める登録事項の変更の届出があった場合には、評価員登録証及び評価員登録証明書の再交付の申請をすることができる。

- 2 CASBEE 評価員は、前項に定める申請を行う場合には、別に定める手数料を財団に納めなければならない。

(受講、受験、登録料)

第14条 講習、試験、登録及び登録更新を受けようとする者は、別に定める費用を申込時に財団に納めなければならない。

2 納入された受講料、受験料、登録料及び登録更新料は返戻しない。

(評価員の責務)

第15条 評価員は、CASBEE評価に関する業務を誠実にを行うとともに、建築物の質の向上および環境配慮に努めなければならない。

2 評価員は、CASBEE評価を業として行う場合には、財団に登録された評価員であることを明示するとともに、評価結果に氏名及び登録番号を記載しなければならない。

3 評価員は、業務上知り得た非公開情報を漏らしてはならない。

(評価員登録の更新)

第16条 登録有効期間の満了後も引続き登録を希望する者は、期間満了日までに登録の更新(以下「登録更新」という。)を受けなければならない。

2 前項の規定により登録更新を受けようとする者は、登録更新申請書(様式2)を、財団に提出しなければならない。登録更新にあたっては第7条第5項から第7項の規定を準用する。

3 登録更新を行った後の登録有効期間は、登録更新を行った日から起算して5年を経過した年度の末日までとする。

(2以上の資格を持つ者の登録更新)

第17条 建築評価員、戸建評価員、不動産評価員、ウェルネスオフィス評価員の資格のうち2以上の資格を持つ者が登録更新を行う場合、登録有効期間内にある全ての資格について登録更新が行われるものとする。

2 前項により登録更新を行う場合、更新後の全ての資格の登録有効期間は、登録更新する資格のうち、最初に登録有効期間の満了日を迎える資格の登録有効期間の満了日の翌日から5ヶ年とする。

3 3つ以上の資格を持つ者が登録更新を行う場合、希望により登録更新を行わない資格を選択することができるものとする。この場合、登録更新を行う資格については、第1項及び第2項の規定が準用される。

(評価員の登録抹消)

第18条 財団は、評価員が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、速やかに、当該評価員の登録を抹消する。

一 評価員から、評価員登録抹消の申請書が提出されたとき。

二 登録の有効期間満了日までに、第16条第2項の規定による登録更新の申請がなかったとき。

三 評価員が恣意的な評価を行うなど業務に関し不誠実な行為を行ったとき。

2 第1項第三号により登録を抹消する場合は評価員養成委員会の議を経なければならない。

(評価員養成認定講習)

第19条 財団は、財団以外の法人が開催する講習会(試験を含む)をCASBEE評価員認定講習(以下、認定講習)に指定することができる。認定講習を修了し、試験に合格した者は財団の同区分修了者と同等に取扱う。

- 2 認定講習を開催しようとする者(以下「申請者」という。)は、財団に様式5により、認定の申請を行わなければならない。
- 3 認定をした場合は、財団は様式6により、申請者に通知する。
- 4 認定の要件は、次の各号によるものとする。
 - 一 主催者は法人であること。
 - 二 財団が行う講習試験と同等の内容の実施が可能なこと
 - 三 CASBEE評価員制度の趣旨に合致した運営が行えること
- 5 財団は、認定した講習が、本規程の定め反することが判明したときは、認定を取り消すことができる。
- 6 申請者は認定講習終了後に実施概要を様式7により、財団に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づき登録された「CASBEE評価員」は「CASBEE建築評価員」と見なすものとする。

附 則

この規程の一部改正は、平成21年2月1日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成24年4月11日から適用する。

附 則

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程の一部改正は、平成28年6月6日から適用する。
- 2 この改正以前に、財団によるCASBEE不動産評価員登録制度要綱によって登録されていたCASBEE不動産評価員は、「CASBEE不動産評価員」とみなすものとする。

附 則

この規程の一部改正は、令和4年4月1日から適用する。

(様式 1-1)

年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター

理事長 殿

CASBEE 建築評価員登録申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき評価員登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名： _____

記

1 受講・受験番号等	受験番号: -
(フリガナ) 2 氏 名	
3 生年月日	年 月 日
4 一級建築士資格	登録番号 取得年月日
5 E-mail	
6 勤務先連絡先	勤務先: 部 署: 役 職: 〒 TEL: / FAX:
7 自 宅	〒 TEL: / FAX:
8 登録証交付の要否	評価員登録証(賞状)の発行について、以下の該当するものの□にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行を希望します。(有料。550円(税込))、 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行は、希望しません。 ※ 登録証明書(カード)は登録更新を行った方には全員発行(送付)いたします。
9 当財団のホームページへの記載について	ホームページにはCASBEE評価員登録名簿として、登録番号、氏名、勤務先都道府県が掲載されています。(全員) 以下の4項目については掲載するか掲載しないかいずれかを選択してください。(個別に選択はできません) 勤務先・所属、勤務先TEL、勤務先FAX、E-mailアドレス → <input type="checkbox"/> 掲載する、 <input type="checkbox"/> 掲載しない

【登録申請の有効期限： 年 月 日 まで(必着)※最終】

※記載の内容に相違なければ、年月日を記入後署名して下さい。

※訂正箇所がある場合は、該当部分を二重線で消し、余白に正しい内容をご記入頂いた上、

年月日を記入後署名してください

※メールアドレスをお知らせいただいた方には、CASBEEの関連情報をメール配信いたします。

当財団がCASBEE評価員登録の際に取得する個人情報の利用目的は以下の通りです。

・登録証・カード等の作成・更新の案内・ホームページでの氏名等の公開(一部希望)

・本講習・登録に係る案内及び連絡、その他財団が行う(後援含む)講習会・セミナーの案内

なお、個人情報保護法第24条第1項に定める事項については、当財団ホームページをご覧ください。

(tel:03-3222-6681)

事務局記入欄	CASBEE評価員番号:	
--------	--------------	--

(様式 1-2)

年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理事長 殿

CASBEE 戸建評価員登録申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき評価員登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名： _____

記

1 受講・受験番号等	受験番号:
(フリガナ) 2 氏 名	
3 生年月日	年 月 日
4 建築士資格	登録番号 取得年月日
5 E-mail	
6 勤務先連絡先	勤務先: 部 署: 役 職: 〒 TEL: / FAX:
7 自 宅	〒 TEL: / FAX:
8 登録証交付の要否	評価員登録証(賞状)の発行について、以下の該当するものの口をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行を希望します。(有料。550円(税込))、 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行は、希望しません。 ※ 登録証明書(カード)は登録更新を行った方には全員発行(送付)いたします。
9 当財団のホームページへの記載について	ホームページにはCASBEE評価員登録名簿として、登録番号、氏名、勤務先都道府県が掲載されています。(全員) 以下の4項目については掲載するか掲載しないかいずれかを選択してください。(個別に選択はできません) 勤務先・所属、勤務先TEL、勤務先FAX、E-mailアドレス → <input type="checkbox"/> 掲載する、 <input type="checkbox"/> 掲載しない

【登録申請の有効期限： 年 月 日まで(必着)※最終】

※記載の内容に相違なければ、年月日を記入後署名して下さい。

※訂正箇所がある場合は、該当部分を二重線で消し、余白に正しい内容をご記入頂いた上、

年月日を記入後署名してください

※メールアドレスをお知らせいただいた方には、CASBEEの関連情報をメール配信いたします。

当財団がCASBEE評価員登録の際に取得する個人情報の利用目的は以下の通りです。

・登録証・カード等の作成・更新の案内・ホームページでの氏名等の公開(一部希望)

・本講習・登録に係る案内及び連絡、その他財団が行う(後援含む)講習会・セミナーの案内

なお、個人情報保護法第24条第1項に定める事項については、当財団ホームページをご覧ください。

(tel:03-3222-6681)

事務局記入欄	CASBEE評価員番号:	
--------	--------------	--

(様式 1-3)

年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理事長 殿

CASBEE 不動産評価員登録申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき評価員登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名： _____

記

1 受講・受験番号等	受験番号:
(フリガナ) 2 氏 名	
3 生年月日	年 月 日
4 建築士資格	取得年月日
5 E-mail	
6 勤務先連絡先	勤務先: 部 署: 役 職: 〒 TEL: / FAX:
7 自 宅	〒 TEL: / FAX:
8 登録証交付の要否	評価員登録証(賞状)の発行について、以下の該当するものの口をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行を希望します。(有料。550円(税込))、 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行は、希望しません。 ※ 登録証明書(カード)は登録更新を行った方には全員発行(送付)いたします。
9 当財団のホームページへの記載について	ホームページにはCASBEE評価員登録名簿として、登録番号、氏名、勤務先都道府県が掲載されています。(全員) 以下の4項目については掲載するか掲載しないかいずれかを選択してください。(個別に選択はできません) 勤務先・所属、勤務先TEL、勤務先FAX、E-mailアドレス → <input type="checkbox"/> 掲載する、 <input type="checkbox"/> 掲載しない

【登録申請の有効期限： 年 月 日まで(必着)※最終】

※記載の内容に相違なければ、年月日を記入後署名して下さい。

※訂正箇所がある場合は、該当部分を二重線で消し、余白に正しい内容をご記入頂いた上、年月日を記入後署名して下さい

※メールアドレスをお知らせいただいた方には、CASBEEの関連情報をメール配信いたします。

当財団がCASBEE評価員登録の際に取得する個人情報の利用目的は以下の通りです。
・登録証・カード等の作成・更新の案内・ホームページでの氏名等の公開(一部希望)
・本講習・登録に係る案内及び連絡、その他財団が行う(後援含む)講習会・セミナーの案内
なお、個人情報保護法第24条第1項に定める事項については、当財団ホームページをご覧ください。
(tel:03-3222-6681)

事務局記入欄	CASBEE評価員番号:	
--------	--------------	--

(様式 1-4)

年 月 日

一般財団法人 住宅建築SDGs推進センター
理事長 殿

CASBEE ウェルネスオフィス評価員登録申請書

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づき評価員登録を受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名：_____

記

1 受講・受験番号等	受験番号:
(フリガナ)	
2 氏 名	
3 生年月日	年 月 日
4 建築士資格	取得年月日
5 E-mail	
6 勤務先連絡先	勤務先: 部 署: 役 職: 〒 TEL: / FAX: 0
7 自 宅	〒 TEL: / FAX:
8 登録証交付の可否	評価員登録証(賞状)の発行について、以下の該当するものの□にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行を希望します。(有料、550円(税込))、 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行は、希望しません。 ※ 登録証明書(カード)は登録更新を行った方には全員発行(送付)いたします。
9 当財団のホームページへの記載について	ホームページにはCASBEE評価員登録名簿として、登録番号、氏名、勤務先都道府県が掲載されています。(全員) 以下の4項目については掲載するか掲載しないかいずれかを選択してください。(個別に選択はできません) 勤務先・所属、勤務先TEL、勤務先FAX、E-mailアドレス → <input type="checkbox"/> 掲載する、 <input type="checkbox"/> 掲載しない

【登録申請の有効期限： 年 月 日 まで(必着)※最終】

※記載の内容に相違なければ、年月日を記入後署名して下さい。

※訂正箇所がある場合は、該当部分を二重線で消し、余白に正しい内容をご記入頂いた上、年月日を記入後署名してください

※メールアドレスをお知らせいただいた方には、CASBEEの関連情報をメール配信いたします。

当財団がCASBEE評価員登録の際に取得する個人情報の利用目的は以下の通りです。

・登録証・カード等の作成・更新の案内・ホームページでの氏名等の公開(一部希望)

・本講習・登録に係る案内及び連絡、その他財団が行う(後援含む)講習会・セミナーの案内

なお、個人情報保護法第24条第1項に定める事項については、当財団ホームページをご覧ください。

(tel:03-3222-6681)

事務局記入欄	CASBEE評価員番号:	
--------	--------------	--

(様式 2)

〒

申請日：(西暦) 年 月 日

様

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理事長 殿

CASBEE 評価員登録更新申請書

CASBEE評価員登録制度要綱に基づき評価員更新登録を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、要綱第9条の評価員登録関連事項を満たし、記載事項は事実と相違ありません。

署名： _____

1 氏名 (フリガナ)	
2 生年月日	年 月 日
3 登録更新を受けようとする評価員登録番号	建築評価員 /有効期限
	戸建評価員 /有効期限
	不動産評価員 /有効期限
4 E-mailアドレス	
5 勤務先に関する情報 会社名/部署/役職 住所、連絡先	〒 TEL: / FAX:
6 自宅住所、連絡先	〒 TEL: / FAX:
7 更新しない資格の選択 (3つのすべての資格を持つ方のみ記入可能、その他の方は記入しないでください)	3つのすべての資格を持つ場合には、そのうち1つについて、更新しない資格を選択することができます。更新しない資格がある場合には、以下の当該資格の口をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 建築評価員 <input type="checkbox"/> 戸建評価員 <input type="checkbox"/> 不動産評価員 <input checked="" type="checkbox"/> については更新しません
8 登録証交付の要否	評価員登録証(賞状)の発行について、以下の該当するものの口をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行を希望します。(有料。550円(税込))、 <input type="checkbox"/> 評価員登録証(賞状)の発行は、希望しません。 ※ 登録証明書(カード)は登録更新を行った方には全員発行(送付)いたします。
9 当財団のホームページへの記載について	ホームページには、CASBEE評価員登録名簿として、登録番号、氏名、勤務先都道府県が掲載されています。(全員)以下の4項目については掲載するか掲載しないかいずれかを選択してください。(個別に選択はできません) 勤務先・所属、勤務先TEL、勤務先FAX、E-mailアドレス → <input type="checkbox"/> 掲載する、 <input type="checkbox"/> 掲載しない

(様式 3)

CASBEE評価員登録証

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ((西暦)年 月 日)

建築評価員 登録番号 (00000-00)
登録年月日 ((西暦)年 月 日)
有効期限 ((西暦)年 月 日)

戸建評価員 登録番号 (戸-00000-00)
登録年月日 ((西暦)年 月 日)
有効期限 ((西暦)年 月 日)

不動産評価員 登録番号 (ふ-0000000-00)
登録年月日 ((西暦)年 月 日)
有効期限 ((西暦)年 月 日)

ウェルネスオフィス評価員 登録番号 (ウ-000000-00)
登録日 ((西暦)年 月 日)
有効期限 ((西暦)年 月 日)

上記の者はCASBEE評価員制度要綱第7条第5項に基づき
CASBEE評価員として当財団に登録されたことを証する

(西暦)年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター

(様式 4)

(表面)

CASBEE評価員登録証明書

氏 名

生年月日 ((西暦)年 月 日)

建築評価員 登録番号 (00001-08)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

戸建評価員 登録番号 (戸00000-00)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

不動産評価員 登録番号 (ふ000000-00)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

ウェルネスオフィス評価員 登録番号 (ウ00000-00)

登録年月日 ((西暦)年 月 日) 有効期限 ((西暦)年 月 日)

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター

(裏面)

証明事項

本証明書に記載の者はCASBEE評価員制度要綱第7条第5項に基づきCASBEE評価員として当財団に登録された者であることを証明します。

—注意事項—

- 1 本証は第三者に譲渡または貸与することはできません。
- 2 関係機関等の職員から「証明書」の提示を求められたときは、本証を提示して下さい。

(様式 5)

令和 年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理事長 殿

主催者
住 所

氏 名

CASBEE 建築評価員養成認定講習申請書

CASBEE 評価員制度要綱第19条に基づき下記講習の認定を申請します。

1. 開催日時
2. 開催場所

添付資料 ①実施計画書 ②会社概要（自治体主催の場合省略可）

(様式 6)

令和 年 月 日

CASBEE 建築評価員養成認定講習 認定書

殿

CASBEE 評価員制度要綱第 19 条に基づき下記講習を CASBEE 建築評価員養成認定講習と認めます。

- ・ 開催名称
- ・ 開催日時
- ・ 開催場所

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター

(様式 7)

令和 年 月 日

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター
理事長 殿

主催者
住 所

氏 名

CASBEE 建築評価員養成認定講習報告書

CASBEE 評価員制度要綱第19条に基づき下記の通りCASBEE 評価員養成認定講習を実施しましたので報告します。

- ・開催名称
- ・開催日時
- ・開催場所
- ・合格者数

添付資料 ①実施報告書 ②合格者名簿 ③講習時写真（講師の顔が判別可能なもの）
